



農地の有効利用モデル ～レモンプロジェクト始動～

きょううたなべ のラギョラ香員会だよ！

農業委員会の法令業務である「耕作放棄地対策」として、農地の適正利用、有効活用の呼び掛けを行っていますが、まずは、農業委員会が見本を見せようじやな

その場所を『有効利用モデルほ場』と位置付け、市内農家には有効利用の啓発を、一般の世帯には農業に興味を持つてもらおうと、外に向かって発信していくために、PR看板の設置も予定しています。なお、制作には、市内の中学校美術部にお願いすることを考えており、生徒さんを巻き込むことで、学校とのコラボということで双方話題性も高まりますし、これをきっかけに、生徒さんから、将来、就農を志す若者が現れることも期待しています。

数年後には沢山のレモンが実を付け、「農地の有効利用モデル」としてのシンボルになることを目標に、維持管理には委員一同汗を搔く覚悟です。食の安心安全を基本に減農薬と有機栽培を心掛け、実が成った暁には、産業祭等で販売す



ご期待！
(藤田喜一委員)



- 2ページ 農地バンクなど新制度のご案内
- 3ページ 新制度のモデル紹介！
- 利用権設定の案内
- 認定農業者制度について
- 4ページ 【投稿】茶摘みの輪が広がって
- 新米プレゼントクイズ

新制度はじめました

農業委員会では、平成21年度の改正農地法により法令業務となつた「耕作放棄地対策」の一環として、農地の有効利用を図るために本市独自の制度を今年2月に創設しました！

登録および利用を募集します

①農地バンク制度

空き農地を担い手や新規就農者に斡旋する制度です。

空き農地の登録

対象＝市内に存する貸付け可能な農地

(※荒廃農地は登録できません)

注意事項＝登録されても、貸し借りが成立するまでの間、農地の適正管理義務は所有者にあります。よって注意ください。また、農地の状態によっては、登録を取り消す場合があります

空き農地の利用

対象＝市内外で農家資格のある人または、資格要件を満たす人

閲覧方法＝農業委員会事務局にて申し出てください

②農地耕うん作業受委託制度

作業受託者を農地の管理が困難な人に斡旋する制度です。

作業受託者の斡旋

対象＝①市内で耕作を行っている人

②作業に必要な機材を所有及び利用できる人

注意事項＝農地の耕うん及び畔(あぜ)の除草【原則年2回】

注意事項＝作業内容・委託料等については、受委託者間の話し合いで決定されます

残暑お見舞い申し上げます

『農地耕うん作業受委託制度』 モデル紹介！

農地の利用状況調査の結果、適正に利用されていないとして是正指導の対象となつた農地の所有者から、本制度の利用の申し出があり、作業受託者として登録されていた地元農家の斡旋を本委員会が行いました。

受託者・委託者の間で、作業料金、作業内容等の条件が整つたことで契約が成立し、約4年間手つかずの荒廃した農地の再生作業が行われました。トラクターによる耕うん、草刈り機による畔(あぜ)の除草、チェーンソーによる雑木の伐採を経て、荒れ果てた農地が、良好な農地に蘇りました！



利用権設定

ご存知ですか？

農地の貸し借り
安心簡単！

貸し手のメリット

- 期限がくれば必ず返還！
- 離作物の支払い不要！
- 不在地主でも貸せる

借り手のメリット

- 期間中は安心して耕作できる
- 更新しての継続耕作も可能

利用権設定とは、農業経営基盤強化法に基づく農地の貸借で、農業委員会の決定を経て市が公告します。農地法の許可が不要で手続きも簡単です。

手続き方法

貸し手・借り手の話がまとまれば、農業委員会事務局に申請書をご提出ください。貸し手・借り手が見つからない場合は、地域の農業委員（利用調整推進員）にご相談ください。

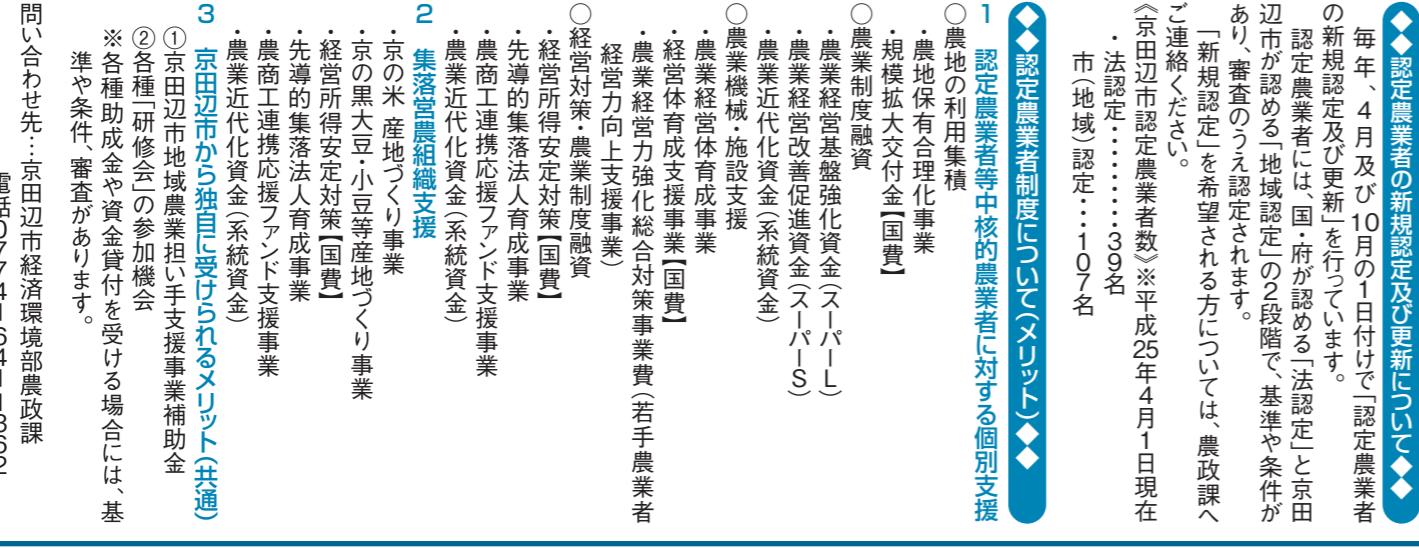


耕作放棄はありません！

注意！

次の人が、農地は当制度を利用できません。

- 非農家
- 利用権設定後の耕作面積が3反未満
- 小作地
- 市街化区域内農地





私たちお茶摘み応援隊

飯岡の河瀬多恵子さんの親友・岡田良子さん（城陽市在住・写真前列右端）から投稿いただきました。

ホーホケキョ…うぐいすのさえずりが聞こえてくる。時折、初夏のそよ風がミカンの花の甘い香りを運んでくる。新茶のシャワーをいっぱい浴びてのお茶摘み作業。

私たちのお茶摘みは今年で三年目。もうすっかり地元の人たちとも顔なじみになりました。

「父が守り育てて来た茶畠やし、何とか続けていきたいねん！」と、多恵子さんのひと言から始まつた私たちの『お茶摘み応援隊』。京田辺市のお茶はブランド品で市場での価値が高いことは周知の通りです。「お茶摘み体験してみようよ」と友だちに声掛けあって集まつたものの私は素人の集団。



皆さん、いい笑顔してます



のリズミカルな作業を尻目に四苦八苦。それでも力一杯になつたときの満足感はひとしおです。三年目に

また、自家製の香ばしいほうじ茶をいただきながら、みんなで食べるお弁当の美味しいこと。ちまきの作り方や新茶葉の天ふらの揚げるこつなど教わつたり、子どものころの暮らしの思い出など、ひと時の談笑は疲れを癒してくれました。

「また、来年もお会いしましょうね。お元気でね。お疲れ様でした」。心地よい疲れと楽しかった毎日。わずか十日間ほどのお手伝いですが、私たちの応援隊のシーズンも終りました。

農業委員が丹精込めて作った、旬の味覚！新米(5kg) 正解者の中から抽選で3名様にプレゼント！



平成25年2月 京田辺市農業委員会が創設した空き農地を担い手などに斡旋する新制度は？

旬の味覚



農地〇〇〇制度

(ヒントは本冊子の中にあるよ)

前号の答え
当選者発表

前号の正解は、「ちこり」村でした。
たくさんのご応募ありがとうございました。
当選者は T・K様 Y・J様 K・Y様

応募方法

○に入るクイズの答えと、住所、氏名、年齢、電話番号、広報紙へのご意見・ご感想(ネタでもOK)をご記入のうえ、メール・郵送にて下記の応募先までお送りください。なお、持参されても結構です。

応募先

郵 送: 〒610-0393 京田辺市田辺80
農業委員会事務局 宛
メール: nougyo@kyotanabe.jp
(件名には「農業委員会クイズ」と記入してください。)

応募期限

平成25年10月15日まで(当日消印有効)

その他

正解者多数の場合は抽選になります。
クイズの正解と当選者は、次号で発表します。

(香村侃彦委員)



編集後記

みなさん、ここにちは！
お元気ですか。

いつもご愛読ありがとうございます。
本広報紙を身近なサポートとしていただき、本市の農地をブランド力のある作物で素晴らしいステージとなるよう、私たちと供に頑張っていきましょう！

